

1 議 事 日 程

〔令和元年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和元年12月5日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第73号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
日程第2 議案第74号 水城館の指定管理者の指定について
日程第3 議案第75号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
日程第4 議案第76号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
日程第5 議案第77号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
日程第6 議案第78号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第7 議案第79号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第8 議案第80号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第9 議案第81号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第10 議案第85号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	長谷川公成	議員	委員	原田久美子	議員
”	徳永洋介	議員	”	柳原莊一郎	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石田宏二	教育部長	江口尋信
総務部理事	山浦剛志	総務部理事	五味俊太郎
議会事務局長	阿部宏亮	総務課長併 選挙管理委員会書記長	川谷豊
社会教育課長	木村幸代志	経営企画課長	高原清
学校教育課長	鳥飼太	文書情報課長	山口辰男
文化財課長	城戸康利	管財課長	柴田義則
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
文化学習課参事	寺崎嘉典	地域コミュニティ課長	藤井泰人
スポーツ課長	安恒洋一	監査委員事務局長	福嶋浩
会計課長	小島俊治	議事課長	吉開恭一

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 岡本和大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第73号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から日程第3、議案第75号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） おはようございます。

今ありましたように、議案第73号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から議案第75号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括して説明させていただきます。

3館とも——もう一館は議案第74号の水城館でございますが——今年度にて指定管理者が終了するに伴い、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を大宰府展示館の、また同じく公益財団法人古都大宰府保存協会を水城館の、さらに公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に令和2年度から3年間にわたり選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たりまして、同条第6項の規定によりまして議決を求めますのでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第73号について、質疑はありますか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 済みません。指定管理の議案がまとめて9件出ていますので、一番初めにまとめてお伺いしたいことがあるんですけども、いいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） どうぞ。

○副委員長（神武 綾委員） この指定管理を決定するに当たって、これまで指定管理を受けてい

た事業者がそのまま移行するというような形になっていると思うんですけども、施設の老朽化とか今の財政の問題とかも含めて、少し精査をして、事業者に施設をどうしていくかなどというような話がされていたかどうかをお聞きしたいんですけども、その点はいかがでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 9館のうちの3件についてご説明いたします。

議案第73号の展示館は、おっしゃいますように施設の老朽化というところが進んでおりますけれども、公共施設の管理というところで延命をしていくという方向で進んでおるところでございます。展示館につきましては、これは指定管理者になる前は古都大宰府を守る会という形で、昭和49年に設立された財団なんですけど、展示館ができると同時に委託をしてからずっと続いております。これについては、福岡県と太宰府町（当時）、それから財団法人古都大宰府を守る会で昭和52年に覚書が締結されておまして、その流れで指定管理者まで続いておるといふところを検討してなりました。保存協会は、史跡解説員を養成というか創設して養成し現在まで続いておるとか、史跡の解説においては重要な役割を果たしておるところですので、展示館については公益財団法人古都大宰府保存協会ということで候補者として挙げさせていただいております。

議案第74号の水城館につきましては、これは大宰府展示館の分館という位置づけで……。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと待って。

○文化財課長（城戸康利） いいですか。こういう話ではないんですか。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） ありがとうございます。

それぞれの施設のことではなくて、施設それぞれ老朽化の問題が出てきているところもありますので、そういうことと、あと先ほども申し上げましたけれども、財政的に今厳しい状況にあるということは市長がずっと言っていることですので、その点も含めて、この指定管理をどんなふうにしていくかというような話がそれぞれの事業者から報告なりが上がってきていると思うんですけども、そういうことを精査したのかということですね。指定管理の業者については所管課が判断を上げてきておるとは思うんですけども、それをもって今後指定管理自体、施設の管理自体をどのようにしていくというような話し合いが執行部の中でされているのかということをお伺いしたいんですけども。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 全体的なものということになるかと思っておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、今回の指定管理の選定におきまして、その段階でそれぞれの受託候補の団体等と今後の老朽化対策等に具体的な言及というのは、こちらの経営企画課のほうでは特にしておりません、全体的なお話はですね。しかしながら、今委員もご指摘のとおり、各施設老朽化が進んで

いるところも多々あります。これについては、当然ながらどうしていくかというのは課題になっております。公共施設管理計画のほうにおいても、今後の施設の改善等に要する費用等も数字としては出ておりますが、これをどうするかというのはまだ具体的なところがございませんが、当然ながら改修等については今後の課題ということで認識はしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 指定管理が今回3年という期間になっていますので、老朽化なり施設をどうするかということについて、この3年間事業者さんにこういうことをやってほしいとか、これぐらいまではできるんじゃないかとかというような全体的な話がないと、また次の3年間が終わった後、次に指定するときに、どういう事業をしていくかというようなことが見えてこないんじゃないかなというふうに思ったんですけども、その点はいかがでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 今ご指摘のとおり、今回、3年間という期間でまた新たに指定管理をお願いするということになってきております。過去の分においても、修繕等は結構経費が実際かかっております。これについては、当然ながら市のほうからの持ち出しもしておりますし、また各団体の指定管理の中で修繕等もお願いしているところも多々ございます。これは、今後につきましてはそれぞれの施設ごとに修繕等でまずは対応していただくということになるかと思っております。今後の3年間につきましては、さらに、長い長期スパンでこの施設自体をどうするのかというのが、先ほど私が言った今後の課題の中にも包含されるというふうに認識はしております。そこにつきましては、まだ現時点では具体的な計画等はございませんので、今後の課題だというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） わかりました。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません。大宰府展示館と水城館、片方は入場料を取るようになって、来館者数とか、その辺に影響があったのか、どれぐらいの方が来られているのか、わかっていたら教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 展示館のほうですけども、有料化になったのは7月でございますが、それまでひと月に、済みません、正確な数字を今持ってきておりませんので覚えておる範囲ですけども、万の数で来てありました。4月以降。それで、7月以降有料化した段階で1万人を切ると。大体今、秋はちょっと増えましたけれども、5,000人から6,000人、月に。という状況で進んでいます。

つけ足しですけれども、昨年度令和という話が出る前については年間1万2,000人程度と。
ですから、月平均1,000人程度という入館者でございました。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 水城館のほうは。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 水城館のほうは、令和になっても変わりませんで、大体これも1万2,000人ぐらいで変わらず推移をしておるという状況です。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません。僕はよくわからないので、教えて。大宰府展示館の前の大型バスの駐車場は有料ですよ。令和ブームもあって今かなり使われていると思うんですけども、水城館とか、あの辺の駐車場は無料ですよ。それとか、政庁跡は駐車場じゃないというか、あの辺の有料化というものはできないんですか、駐車場代。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 有料で今バスがとまるところは、端的に言いますと史跡地の外です。それで、水城におきましても道路の北側、政庁の南端の広場といったところ。水城も、実はあれは駐車場とは言えず、広場という表現が正しいわけで、土地の購入について文化庁の80%の補助金をもって購入させていただいています。県が15%出しています。市は5%という割合ですが、ここについて補助要綱の中に、史跡の保存のために購入するという規定がございまして、これ以外に使うと目的外使用という指摘をされると。それで、お金を返さないかということでありまして、そういう土地でもって有料化をして駐車料金、駐車場として料金を取るとするのは、文化庁ともお話ししましたがけれども、明らかに目的外使用であるという指摘がなされておりまして、現状で補助金でもって公有化した土地を駐車場として駐車料金をいただくということではできないというところで、無料といいますか、料金を取れないという状況であります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 所管が少し違ってきよる、文化財の関連ということで、参考ということではよろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第73号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第74号「水城館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第75号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○委員長（門田直樹委員） 次に、日程第4、議案第76号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び日程第5、議案第77号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（百田繁俊） それでは、議案第76号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び議案第77号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を一括してご説明いたします。

太宰府市民図書館及び太宰府市いきいき情報センターにつきましては、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3カ年、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者に指定しております。来年3月31日をもちまして指定管理の期間が満了しますことから、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。主な理由といたしましては、市の意向を反映させるため、市と密接な関係にある同財団を指定管理者として指定するのが適当であるというものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号について質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 市民図書館の司書さんの給料の問題なんですけれども、とても給料が低いということで今話題にはなっているんですけれども、その点については交渉とか、図書館のほう、財団のほうから要望とかは上がってきていますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（百田繁俊） 財団雇用の司書につきましては、給与の決定については財団が決めるということではありますけれども、人件費というのがほぼほぼ指定管理料の大部分を占める施設でございますので、一方で人件費は抑制しないと指定管理料の縮減にはならないというような問題もございます。それで、それらのものを勘案したところで文化スポーツ振興財団のほうから指定管理料の費用に関しての見積もり、積算根拠は提出いただいておりますので、司書の給与に限ってここに、例えば賃金を上げるというような要望が市に対してなされて

いるというようなことではございません。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 全て議案第73号から77号まで、一応箱物というか、そういったことで全体を通してお尋ねしますけれども、指定管理が決まりますよね。その後、例えば指定管理者ではなかなかできない業務をほかの会社に委託すると思うんですね。そのときに、例えばそれを、親が指定管理者としたら次が子、次が孫とかひ孫とか、そこら辺の契約時においてどこまでが許されているのか。下っ端のほうに行ってしまうとなかなか目が届かないところの管理になってしまうので、例えば指定管理者、次の子請というか、次に孫請とか、いろいろあると思うんです。そこら辺の確認をさせていただきたいんですが、よろしいですか、意味わかります、大丈夫ですかね。

○委員長（門田直樹委員） 指定管理者に対して業務委託をどこまで……。難しい。誰が答える。全般についてということですかね。

総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 済みません。私のほうからお答えさせていただきます。

建物の管理につきましては、基本的に指定管理者に委託する以上は管理者の責任ということになります。その下の、今言われました下請、あるいは孫請、ひ孫請とかという形がひょっとしたらあるかもしれませんが、それにつきましてどうこうという規制というものは、今のところ市のほうでは持っておりません。ただ、委託、指定管理協定なり契約なりする中においてそこが適切に履行されていなければ、市と指定管理業者との間での責任関係というのが出てまいりますので、何かあれば、それは指定管理者のほうの責任と。その指定管理者に委託をしている、最終的に責任は当然市のほうにも出てくるというふうに思われます。

そういったところで、あくまでも指定管理制度というのは、民間の力を活用して、できるだけ経費を落としてというふうなところが一番メインになっておりますので、その辺は、いろいろご心配されてあるんだろうとは思いますが、最終的には当然市の責任というのは出てまいりますので。市が、全て管理しているから逃げてしまうということではありませので、大丈夫でございます。

○委員長（門田直樹委員） 先に。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 補足させていただきます。この管理面に関する協定、受託者のほうと市との協定に関しまして、その規定の中の一文に、一括しての再委託、これはだめですよということで規定上設けております。ただし、一部委託、この業務の保守管理委託とか、こうい

うのは委託しても大丈夫ですと。ただし、委託する場合は、もちろん市のほうに事前に承認、協議して委託しますよということで、そういうルールは設けております。ただし、再々委託については、これは基本的に禁止ということになっております。さらに、今山浦理事からも説明がありましたように、指定管理を受託している法人、団体等が最終的に再委託したとしても責任を持っていただく、最終的に市民の皆様に対しての責任は市が持つと、先ほど山浦理事が申し上げたとおり、というふうなことになっております。

以上です。

○委員（長谷川公成委員） わかりました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 議案第77号のいきいき情報センターの件なんですけれども、いきいき情報センターの1階部分が、計画がどうなっているのかという報告がまだないのでわかりませんけれども、今の状況でいきいき情報センターの運営をするに当たって、今まで1階にスーパーが入っていた状況と、今入っていない、空いている状態での事業の展開というのが、恐らく全く同じではないと思うんですけれども、その点はどのように見てあるのか。また、管理者側からして何か要望があっているのかということをお聞きしたいんですけれども。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（百田繁俊） いきいき情報センターのうち指定管理に係る部分というのは、ご承知のとおり、2階部分の文化学習情報センター及び生涯学習センター部分でございますので、1階部分にスーパーがあるなしにかかわらず、基本的な指定管理の業務の内容としては変更はないわけでありまして。当然、客足がないということで建物の中に来られる人が多いか少ないかということはあるかもしれませんが、基本2階部分につきましては、目的を持って2階に来られておると。例えば部屋を使うとか、あるいはロビーでくつろぐとかというようなことでございますので、今のところ1階部分の利用がどうなるかというのは未確定ではございますけれども、そのことによって今度の4月からの指定管理の内容がこれまでのものと大きく変わるかというようなことは、基本ないというふうに認識しておりますが。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 財団さんのほうから聞いたところでは、展示なんかをしたときに人の流れが少なくなってきたところでは、いろいろな企画をしてもなかなか目に触れただけがないというような状況もあるというふうに聞いていましたので、財団のほうからの話がどんなふうになっているのかというところをお伺いしたかったので質問しました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 先ほどの再委託の関係で、済みません、ちょっと修正させていただきます。申しわけありません。

再々委託までは認められております。再々委託までですね。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号について可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第77号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第77号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、議案第78号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から日程第9、議案第81号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 議案第78号から81号までの北谷運動公園、大佐野スポーツ公園、歴史スポーツ公園、体育センターの指定管理について、一括してご説明申し上げます。

これらの施設につきましては、現在北谷運動公園が一般社団法人太宰府市体育協会、大佐野スポーツ公園と歴史スポーツ公園と体育センターにつきましては公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者としておりますが、その期間が令和2年3月31日で満了となります。令和2年度から3カ年の指定管理者の選定につきましては、前回に引き続き、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として北谷運動公園が一般社団法人太宰府市体育協会、大佐野スポーツ公園と歴史スポーツ公園と体育センターにつきましては公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、選定理由といたしましては、太宰府市体育協会は市の補助団体でもあり、指定管理者としての実績もあり、体育協会を随意選定したほうが市が主体的かつ戦略的に事業を展開していく上では適切と考え、太宰府市体育協会の発展が市のスポーツ振興に大きく寄与するものと判断しております。また、太宰府市文化スポーツ振興財団は、平成25年度からは営利を目的としない公益財団法人として認定されており、今までの指定管理者としての実績も高く、随意選定したほうが安価で適切な維持管理や自主事業が期待できると判断したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第78号について質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今提案されました4件についてお尋ねしたいんですけども、北谷が体協、それで、あと3つの分が財団にということでしたけれども、スポーツ事業を今の課長の説明でいくと、戦略的に市の事業として振興の意味を含めて委託していくというようなことだったんですけども、そういうふうにと考えると、スポーツに関する施設を同じところが指定管理となって進めていったほうが、事業的にも連携した形で行えるのではないかなというふうに思うんですけども、その点については、こういう別々に指定したという意味では、そのところはいかがでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 体育協会の指定管理については、当然後から来たわけなんですけど、今の財政上等の問題からなかなか補助金を増額することが難しい中で、指定管理をする中で自主事業等を行い、使用料を増やしていただいて、体協の財源を増やして発展というか、そ

う力を増やしていただくということが太宰府市のスポーツの振興につながるというか、体育協会が競技スポーツを担う大きな役割を持っておりますので、体協に力をつけていただくことが太宰府のスポーツ振興になるという判断も踏まえて、補助という意味も含めて太宰府の体育協会を指定しておるところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 体育協会さんに委託をして、協会の事業自体も力をつけてもらうという意味で委託をしているということの説明だったと思うんですけども、市全体のスポーツ事業を盛り上げていくというところでの連携ですよ。今のお話を踏まえて言えば、財団さんと体協さんとの情報交換、どういうふうな事業展開、一緒にやるとかどうなのかとかというような、そういう話をする場というはあるんでしょうか。済みません、この4つだけじゃなくて、まだ総合体育館とかも体育施設だとあると思うんですけども、そういう意味での話し合いなりはされているんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 財団等もいろいろ施設ごとに自主事業を考えておりまして、また同じような事業をとびうめアリーナとかでやっていることもございますので、時期がかぶらないようにとか、金額、参加料が変わらないようにとか、そういう調整は行っております。あと、施設の調整というか、開放の調整とかも連携をとりながらやっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） スポーツ事業にかかわるといえるところでは、そういう指定管理業者も一緒になって考えていく、そして分けていく、そして健康増進だとかスポーツにかかわる方たちが増えていくというような、市の方針と重なるように進めていっていただきたいなと思いますので、要望しておきます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

済みません、私からは1点、少し視点が違うことになるかもしれませんが、指定管理者が民間として初めてじゃないかな、太宰府ではですね。体育協会が北谷運動公園の指定管理を受けたということで、その結果、数字は少しうろ覚えですけども、おおむね管理料が直営のころに比べると1割から2割近く落ちたという記憶がありますね。また、その指定管理の中で当然やっていかないかん、それと利用料をですね。利用料は当然勝手に決められない、条項で決まっているから上げられない中、いろいろ業務委託関連をかなり、あつれきもありながら見直して、そしてボランティアを活用した努力で現在に至っているわけですね。当初、この指定管理の希望としては、この北谷運動公園と大佐野スポーツ公園と体育センター、3カ所を大体毎年たしか出していたと思いますが、結局ここを公募によらないという形で選定した中で今

頑張っているけれども、ご案内のとおり、体協も、私は今直接関係ないんですけども、法人化にしているいろいろと所帯としてもなかなか苦しいものもあるのかなと思いますが、逆に松川あたりはそろそろ体協さんのほうに、先ほど競技団体としてのお話もされましたけれども、同時に生涯スポーツの推進を中心とした団体としての今後の期待もあるので、できましたらそんなふうな方向がいいのかなと思ったりもしますが、何か議論とかされましたか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 松川での生涯スポーツのことですかね。

○委員長（門田直樹委員） いや、松川の全体、建物もあるから、どの部分かはわからんけれども、あそこら辺を、グラウンド等に関しては管理をさせてもいいんじゃないかという話もよくするんですけどもね。そういうふうな議論というのは庁内ではありました。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 一応、松川は直営ということで委託でやっておりますけれども、体育館の施設の附帯設備とか、そういう自主事業を行って収入を得るというためには施設としていろいろな問題があるというふうなことから、まだ指定管理にする施設ということには至っていないような状況でございますが、後々、セットで指定管理とかということも考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

議案第78号についてはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑は終わります。

次に、議案第79号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑は終わります。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 歴史スポーツ公園の件で、今までの流れの実態であったりとか課題とかいろいろ出てきていると思うんですけども、市としての今後の対策というか、そういったことがあれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 何の対策。管理。

○委員（徳永洋介委員） 指定管理。

○委員長（門田直樹委員） 指定管理者に対する市の対応みたいな感じということで。

じゃあ、課長ですか。

○委員（徳永洋介委員） 歴史はどうしてついているんですかね。じゃあ、そこだけで。歴史。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） これは私もうろ覚えなんです、私が入庁したころに計画された公園でございまして、たしかもともと山だったんですかね、あそこは。そういったのを造成した中でさまざまな史跡が出てきたり、またあとはモニュメントとして梵鐘とか鬼瓦とか、そういったものをあしらった、それとか伊万里陶板泥土の地域の文化財等を紹介するコーナーをつくったというような計画をしたという覚えはあります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 吉松でも住んでいて、いろいろちょっとしたトラブルとかをよく聞くんですよ。だから、指定管理の方にもそのトラブルがないように、ぜひ指導していただきたいと思えます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

私からも、これは一般質問をどうせするから簡単に管理のことだけでお伺いしたいのが、今徳永委員も言われたように、いろいろとあると、これはどこでもあるのかもしれないけれども。そして、起こらないようにというよりも、起こるのは仕方ない部分があるかもしれない、人が使う以上。そして、起こったときにどう対応されているかということで、前の9月の一般質問なんかがありました、そのときには特にマニュアル等をつくっていないと。その時々で、はっきりとしない回答だったんですよ。だから、指定管理者の職員さんといってもなかなか判断が難しいと思うんですよ。それがいいのか悪いのか、どうしたらいいのかわからんと思うので、まずは本庁のほうに、平日であれば誰かおるはずですよ、すぐに連絡をする。土日であれば記録をして、後日でもいいから事実を報告して伺いを立てるというか、どうすればいいのか。そういうふうな流れというのはありますか。どんなふうですかね。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 当然、管理人さんからいろいろな情報というか、こういったことではどうしたらいいのかという連絡もありますし、財団と毎月定例会を行っておりますので、管理人さんが財団のほうに報告した部分が、また定例会の中で問題提起されるというようなこともあり、その中でできることは対応しているし、ちょっと難しいことはこれから研究というようなことで連携をとっているところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第78号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第78号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第79号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第79号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分〉

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第80号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第80号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分〉

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第81号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第81号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第85号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(門田直樹委員) 日程第10、議案第85号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の14、15ページをお開きください。

2款1項7目、庁舎維持管理について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(柴田義則) 補正予算書の15ページ、上段のほうをごらんください。

歳出2款1項7目財産管理費、細目992庁舎維持管理費211万円についてご説明をさせていただきます。

初めに、13節の委託料の補正につきましては、今年の6月に天井材が剥落いたしました上下水道事業センター2階フロアの対策工事を既に発注しておりまして、来月、令和2年1月末に対策工事を完了する見込みとなっておりますが、2階フロア以外にも天井の改修工事が必要な箇所がありますので、今後の改修工事に必要な設計監理業務費211万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、同項9目財政調整基金費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 2款1項9目、細目330財政調整基金費、25節積立金、財政調整基金積立金1,709万3,000円についてご説明いたします。

財政調整基金のうち、2億1,000万円を債券として運用しておりましたが、このたび令和元年10月2日をもちまして売却し、結果といたしまして1,709万3,000円の売却益を得ることができましたので、このたびその売却益を出資元の基金であります財政調整基金に全額積み立てるものでございます。

関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページをお開きください。

17款1項2目1節、利子及び配当金、財政調整基金運用収入といたしまして、同額の1,709万3,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款2項1目、ICT推進費について説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 細目320 ICT推進費についてご説明申し上げます。

13節委託料の内部情報系システム委託料500万円、14節使用料及び賃借料のソフトウェア等ライセンス使用料367万円につきましては、現行のグループウェアシステムが今年度末、令和2年3月末をもって契約満了となることから、現行システムのバージョンアップによる更新を行うものでございます。グループウェアシステムは庁内で使用するシステムで、職員のスケジュール管理や調整、メールの送受信、各種システムへのアクセス等を行う日々の業務に欠かせない重要なシステムでございます。

関連がございますので、補正予算書の6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の追加の最上段の欄でございます。内部情報系システム保守委託料として、ただいまご説明申し上げましたグループウェアシステムの5年分の保守委託料594万円でございます。令和元年度は更新のための構築期間であるため保守委託料は発生しませんが、契約を今年度に行う必要がありますことから、令和元年度から令和6年度までの債務負担期間としております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 余り詳しくないんですけども、今言われましたスケジュール調整

などを庁舎内で管理ができるということでしたけれども、これは全国的に自治体が導入しているというような流れになっているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 庁舎内においての、各人、また組織のスケジュールについてはほぼ全国の自治体で導入されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

済みません、1点、今わかる範囲で構わんですけれども、庁舎で作業をするときに、一般的にユーザーというのはフリーソフトとかシェアソフトがないとほとんど仕事ができんぐらい、いわゆるお金で買ったいろいろながありますよね。それを補うためのいろいろなファイル操作であるとか、いろいろなつなぎに使うソフトというのは必ず要るんですけれども、それは一般的には使えないということで、大丈夫なものもいっぱいあると思うんですけれども。ただ、その分はどこかで、何か専用のそういうふうなツール群みたいなものの中に入っているわけですかね。

文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 基本的にマイクロソフトが提供するofficeのほうは入っているんですけれども、先日の決算特別委員会だったと思うんですが、委員長のほうからもシェアソフト、フリーソフトで利用できるものがあればということで、その分については調査研究をさせていただきますというご回答を差し上げておりました。そういった中で私のほうで調査をしている状況なんですけれども、まず情報系と住民記録系は、今現状、個人情報の保護等で分離をしておる状況でございます。あわせて、そういったシェアソフト、フリーソフトが使えるようなものがあれば、それはまた分離して別途使える状況に置いた上で、必要な情報をどうやってリンクして取り出すか、どういった加工をするかについては、セキュリティー面を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。ただ、まだ調査して、それがどのように生かせるのかということについては、まだそこまで及んでおりませんので、また今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。よろしく申し上げます。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今回、バージョンアップということで、内部情報系システム保守委託料ということで令和6年度まであるんですけれども、この間にまたバージョンアップして、例えば金額が増額になるということは考えられないんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（山口辰男） 当初、こちらの額で契約を行いますので、将来消費税等の増額がない限りは、この額で5年間契約で進めてまいるということになっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に、同日、総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 2款2項1目、細目990総合企画推進費、19節負担金補助及び交付金、（仮称）時の旅人プロジェクト実行委員会補助金500万円についてご説明申し上げます。

来年2月22日及び23日に、令和の名づけ親とされます中西進先生をお招きし、講演会などを実施の予定としております。こちらにつきましては、実行委員会として市内のさまざまな団体などにもご協力をいただき、実施の予定としております。その費用といたしまして、実行委員会に500万円を補助金として計上させていただくものでございます。

これに係る財源でございますが、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

18款1項1目2節ふるさと太宰府応援寄附金といたしまして、250万円を計上しております。こちらにつきましては、2月23日に実施予定であります梅花の宴の出演等の権利等をクラウドファンディングとして寄附を募りまして、その寄附金を財源としたいというふうに考えている次第でございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 当該実行委員会の設置期間は、いつぐらいからいつぐらいを見込んでいますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） まだ、いつからというのは決定をしておりません。2月22日と23日に予定しておりますので、もう100日を切るような状況になっております。時間的にもタイトで厳しい状況になっておりますので、できるだけ早目にと考えております。最終的には、実施後に精算等が出てくると思いますので、それまでの期間ということになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、補正予算書20、21ページをお開きください。

10款1項4目、特別支援学級運営費及び通級指導教室運営費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、10款教育費、1項教育総務費、4目特別支援教育費、細目151特別支援学級運営費、11節需用費・消耗品費85万円、18節備品購入費228万9,000円についてご説明いたします。

特別支援学級への入級者数は毎年増加傾向にあり、来年度の特別支援学級の増加見込みは、太宰府小学校に難聴クラスが1学級新設予定であり、情緒クラスは太宰府小学校に2学級、太宰府南小学校に1学級、水城小学校に2学級、水城西小学校に3学級、太宰府西小学校に2学級、国分小学校に1学級、知的クラスは国分小学校と学業院中学校にそれぞれ1学級増設の予定でございます。それぞれの学校で特別支援学校が増設され、4月から新たな学級がスタートしますので、それに間に合うよう、必要な備品、消耗品の購入のため、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。主なものといたしましては、消耗品といたしまして事務机、教卓、CDラジカセなどがございます。また、備品購入費としてはテレビ、オルガン、ホワイトボード、ロッカーなどがございます。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、4目特別支援教育費、細目152通級指導教室運営費、11節需用費、消耗品44万円、18節備品購入費25万円についてご説明いたします。

来年度の水城小学校の通級指導教室入級予定者は19名であり、国の指針によります適正人数の13人を超える見込みでございます。このままですと、1人当たりの指導時間数が減少し、十分な教育効果が得られなくなりますので、水城小学校に1教室通級指導教室を増設するものでございます。同様に、学業院中学校及び太宰府西中学校に在籍し、学業院中学校の通級指導教室に通う生徒は現在14名で、また来年度4月には17名になる見込みでございます。先ほど申し上げましたとおり、来年4月には適正人数13名を超える見込みでございます。このままですと、同じように指導時間数が減少し、十分な教育効果が得られなくなりますこととあわせ、太宰府西中学校在籍の生徒の利便性を高めるためにも、太宰府西中学校に1教室通級指導教室を新設するものでございます。

近年は支援を必要とする児童・生徒の実態が多様化してきており、学習面や行動面においてきめ細やかな指導が必要となってきました。通級指導担当教諭の特別支援に関する専門的な知識や、経験を生かしたきめ細やかな指導が必要とされる現状がございます。水城小学校、太宰府西中学校に通級指導教室を設置することによって、次のような効果が考えられます。まず、保護者による送迎が困難な生徒についても、個別の指導が受けられやすくなるようになる、適正な指導時間の確保が可能になる、これまで入級をためらっていた児童・生徒が、必要な指導を受けて学習や行動面の安定が図られる、またそのことが在籍学級の集団としての安定につながる、通級指導教室担当教諭の指導、助言により、本校全体の特別支援教育の推進につながるというような効果が考えられます。要求させていただく消耗品といたしましては、事務机、ロッカー、CDラジオ、センターテーブル、教卓などがございます。また、備品購入費としてはパワーデスク、複合機、パネルスクリーン、ホワイトボード、練習用ソフト平均台など

がございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません。わからないので、教えていただきたい。

通級指導教室の数ですね。小学校が今何校、新設も含めて中学校が何校かというのと、教師1人当たりというか、人員の数を教えていただけたら。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 現在の数ですよね。済みません、確認しまして、後ほど報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） いいですね。

○学校教育課長（鳥飼 太） 確認いたします。

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、お願いします。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 特別支援学級の運営費というのが今回上がっているんですけども、来年度から各小学校にやっぱりかなりクラスが増えるということで。今の現時点のクラスから、例えば太宰府小学校だったらプラス3クラスとか、南小だったら1クラスとか増えるんですか。それとも、どんな感じなんです。また増加になるという考え方でよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 現在、教育支援委員会を開催しておりまして、支援が必要な児童・生徒について審査をさせていただいております。今現在申し上げた数は最大の数ということで、教室数の見込みもあわせて最大の数を見込んだというところの数字でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

教育部長。

○教育部長（江口尋信） 本年度の通級指導教室なんですけれども、現在設置していないのは太宰府南小学校と、来年度設置予定の太宰府西中学校は今年はありません。来年度、西中が設置するということですので、以前も一般質問でお答えしましたように、全小・中学校への設置を目指していきたいと思っております。ただ、学校の教室数等と設備の関係等も含めて総合的に考えさせていただきたいなと思っております。

それと、先ほど質問がありました人数ですけれども、大体1人当たり2時間程度の指導がないと余り効果がないだろうというふうに考えておりますので、1日6時間で5日間としたら

30時間指導が可能な授業時数がありますので、2時間だとすれば1学級で15人ぐらいを目途にしないと、そこに余り人数が増えてまいりますと増設しなければいけないと。そうしないと、教育効果がなかなか得られないというふうな捉え方で考えていただければいいと思います。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今説明をいただいた支援学級と通級教室のこと、両方なんですけれども、財源が一般財源のみになっているんですけれども、県か国からの補助は全く今はないんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 備品、消耗品費に関しましては、補助としてはございません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） じゃあ、増えていって、クラスを分けたりとかという工事費だったりとか、そういう備品も全て自治体が負担するということになるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 校舎の新築とか、そういった大規模なものにつきましては補助メニュー等はございますけれども、クラスを分けたりとか備品を購入するとか、そういった面での補助メニューというのはございません、現在のところはですね。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 以前に、議会で県に意見書を全会一致で出していたと思うんですね、補助をつけてくれということで。ですので、どうしても増加傾向にあるところに来ているので、そこら辺は県なり国なりにそういう特別支援についての補助を求めるといようなことも、あわせて行っていただきたいなというふうに思います。特別支援学級の備品のことについては、支援員さんのほうから、予算がないので固定の黒板しかつかなかったとかというような話もありましたので、学習に適したものを配置できるような予算も必要だと思いますので、その点は自治体の中でやる部分と国が責任を持ってやる部分とあると思いますので、そういう実態も上に上げていってほしいなと思います。要望しておきます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） お尋ねなんですけれども、通級指導教室なんですけれども、もちろん全校に、市内11校ですね、小・中学校合わせて。設置するのはもちろんいいことなんですけれども、今は質疑してこなかったんですけれども、ずっと小学生は小学校に行かないといけないとか、決まりみたいなのはありますか。例えば、近隣の中学校に空き教室がある、しかし

小学校にはない。そしたら、例えば近隣の中学校に通級指導教室を小学校用に設置して有効活用とか。例えば、近隣で言うと太宰府東中学校は結構空き教室があると思います。しかし、南小には今空き教室がありません。ですから、そういったところで東中に南小の通級指導教室を設置するとか、そういった考え方というのはできないんでしょうかね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 基本的には在籍クラスから通っていただくというのが理想の形ということで、南小学校に早く設置ということは考えておりますけれども、他の自治体では学校ではない場所でされてあるという事例もございますので、そういったことも考えられるとは思いますが、できるだけ自分の小学校のクラスから通っていただくということで進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 考え方としてはよくわかるんですけれども、よっぽど空き教室がない場合は、もうそういった考え方を変えて、もしできればやっていくしかないかなと思うんですよ。結局、保護者負担がかなりあるようで、朝なんかを見ていると、小学校に行かないで、そのまま保護者が通級指導教室のほうの小学校に送っていつているというのを見かけるので、できたらちょっとでも近い中学校に設置できればなということで伺ったんですけれども、厳しいということであれば仕方ないですけれども、もし何か改善できるようであれば、そっこのほうで進めていったほうが、せつかく空き教室って言ったらあれやけれども、あるわけですから、そういったので有効活用していただければなというふうに、これは要望ですので、検討をよろしくお願いします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に10款2項1目、小学校管理運営費及び10款3項1目、中学校管理運営費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、細目150小学校管理運営費、11節需用費、消耗品費620万円、18節備品購入費120万円についてご説明いたします。

消耗品費620万円の内訳ですが、水城小学校の校舎増設に係る学級増の給食関係消耗品として、食缶、抗菌しゃもじ、トンゴ、食器かご、給食器などの購入費用でございます。また、水城小学校の学級増などに伴う机、椅子、それから旧JISの椅子、机の入れかえの予算として計上させていただいております。備品購入費120万円の内訳ですが、水城小学校の校舎増築に係る学級増の給食備品として配膳台、教室の備品として片袖机、教卓、液晶テレビ、学校用オルガンなどを計上させていただいております。

続きまして、10款教育費、中学校費、1目学校管理費、細目150中学校管理運営費、11節需用費、消耗品費410万円、18節備品購入費・各科教材備品ほか85万円、19節負担金、補助金及び交付金、各種大会参加補助金146万9,000円についてご説明いたします。

まず、消耗品費410万円ですが、学業院中学校及び太宰府西中学校の校舎増築に伴う学級増分の教卓、事務机、生徒用の机、椅子、廃棄分の机、椅子、また今年度計画しております太宰府西中学校の旧J I S企画の机、椅子の入れかえに係る予算を見込んでおりまして、総額410万円の予算を計上させていただいております。

次に、備品購入費、各科教材備品ほか85万円ですが、学業院中学校及び太宰府西中学校の校舎増築に伴っての液晶テレビやホワイトボードを購入するための予算でございます。

最後に、負担金、補助金及び交付金、各種大会参加補助金146万9,000円ですが、中学校体育連盟主催の新人戦大会等により、筑前地区大会、県大会、九州大会等に出場した学校が多数あり、予算不足となったため計上させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 各種大会参加補助金なんですけれども、今課長の説明では筑前、福岡県大会、九州大会とおっしゃられたんですけれども、前に補助金は九州大会以上か全国大会ぐらいに行かないと出ないと聞いていたような気がしたんですけれども、これは筑前大会から出るように、今じゃないかもしれない、過去からずっと筑前大会以上はこういった補助金を出すようにしているんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） これは、以前から筑前大会以上ということで対応させていただいております。

○委員長（門田直樹委員） 祝い金やね。

○委員（長谷川公成委員） 祝い金。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

次に、10款5項1目、スポーツ推進費及びオリンピック関係費について説明をお願いします。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 細目131スポーツ推進費、19節全国大会出場補助金44万円についてご説明申し上げます。

今年度の当初予算88万円に対して、それを上回る申請がなされており、予算残額がなくなってしまっております。さらに、今現在新たに22名分の申請相談がっており、44万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、細目132オリンピック関係費130万1,000円についてご説明申し上げます。

ご存じのとおり、来年の2020東京オリンピック開催に関連し、5月12日に本市で聖火リレーを実施するための補正でございます。内訳としましては、消耗品費としてコースの交通規制や交通渋滞の予告看板50枚分82万5,000円、印刷製本費としましてコースの交通規制周知チラシ5万枚分44万円、役務費としまして市広報紙へのチラシ折り込み手数料3万枚分3万6,000円、以上合計130万1,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、関連で6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の4番目、オリンピックイベント業務委託料76万4,000円についてご説明申し上げます。

前述しました聖火リレーのスタート地点で、ミニセレブレーションという記念式典を開催するための委託料でございます。実施日は5月12日で、令和2年度予算になりますが、今年度中に業者を選定し協議していく必要があるため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 済みません。先ほどは失礼しました。

こっちですね。スポーツ推進費の全国大会出場補助金22名分なんですけれども、よかったですもうちょっと詳細に、例えばどこの中学校の何部の何名とか、わかれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 中学校ということじゃなく社会体育ということでございますので。

今現在、バウンドテニスとか官公庁野球大会、ジュニアオリンピック水泳大会、小・中学生空手大会、レディースソフトテニス大会、硬式空手等の相談がっております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に、11款5項1目、災害復旧関係費、その他施設等について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 細目990災害復旧関係費、その他施設等の工事請負費につきましてご説明申し上げます。

工事請負費1,840万1,000円につきましては、平成30年7月豪雨災害の復旧関係の予算で、国の災害関連地域防災崖崩れ対策事業の事業採択を受けた市内4カ所の民有地の崖崩れ復旧事業に関するものです。この事業は、崩壊した斜面を原則型枠・鉄筋挿入の工事方法で実施しま

す。工事は、今後崩壊すると予想されるのり面を安定させるため、地下のかたい地層に鉄筋等を挿入し、のり面全体をコンクリート枠で覆う内容です。復旧工事を行うため、事前にボーリング調査を行うなど、工事設計を実施しました。その結果、のり面を安定させる基準を満たすため、かなり深く鉄筋等を挿入しなければならないことが判明し、鉄筋等を深く打ち込みするなど、追加の工事費が必要となりました。増額事業費につきましては、国、県の追加補助が認められず、今回単独費で工事費の増額を補正計上させていただくものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、12款1項1目、公債償還元金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 12款1項1目、細目330公債償還元金、23節償還金利子及び割引料9,000万円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、今後の市債借り入れの状況なども勘案いたしまして、今回9,000万円を目途としまして市債の一部繰上償還をするために公債費償還元金の増額補正を行うものでございます。

関連する歳入といたしまして、補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

19款1項1目8節減債基金繰入金9,000万円を、この財源として計上しております。

なお、この結果、令和元年度末の減債基金残高といたしまして、予算ベースで1,002万4,206円となる予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。今のところですね。

19款1項1目財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 19款1項1目6節財政調整資金繰入金1億8,710万7,000円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、今回の12月の補正財源調整といたしまして財政調整資金を充てさせていただくものでございます。

なお、令和元年度末の財政調整資金残高でございますが、予算ベースで30億5,197万1,586円

となる予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

続いて、第2表、債務負担行為補正の審査に入ります。

補正予算書6ページをお開きください。

事務補助業務委託料の各小学校及び各中学校分について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） それでは、第2表、2行目と3行目の債務負担行為補正、事務補助業務委託料、各小学校及び中学校分についてご説明いたします。

今回の債務負担行為は、今年度まで市の嘱託職員として任用してまいりました各小学校、中学校の事務補助員を、令和2年度から民間会社の業務委託に切りかえるための債務負担行為の補正でございます。

令和2年4月からの学校業務に支障が出ないように、事務補助員を全ての小・中学校に配置できるように、委託業者が人員を確保するための期間を設ける必要がございますので、今年度中に入札を行うため、今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。想定しております契約期間は、令和2年4月から令和3年7月までを想定しており、債務負担の限度額は小学校が2,688万円、中学校が1,536万円でございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 事務補助の業務委託ということですが、委託期間は令和2年4月から令和3年7月ですか。1年半、何か中途半端だと思うんですが、これは期間についてはどのような考え方なんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 当初、もう少し長い期間というのも想定されたんですが、まず7月という時期にしたのは、学校の人事異動もそうなんですが、3月で4月から入れかわりということで、今までの事務補助員さんも任期が来れば4月で交代をさせていただいております。学校業務に支障がないように、事務の先生、学校のほうからのご要望がありまして、できるだけ4月という時期をずらしていただけないかというようなこともございましたので、夏休み期間の交代ということで7月までという期間を設定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今まで事務補助の方は、長期の休みの間は雇用されてなかったんでしょうか。それで、今回はどうなるのかということも教えていただけますか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 事務補助員さんは、嘱託職員として雇用させていただいておりました、夏休み期間も通じて1年間の雇用ということで。ただ、夏休み期間については全て出勤していただくというわけではなく、校長裁量で約半分程度の出勤ということで対応させていただきました。また、今度は委託ということになります、そちらでも契約上は通じて契約いたしますので、基本的に出勤はしないというような形になることを想定しております。ただ、給与面については、毎月支障がないようにお支払いいただくような形で委託業者と折衝するような形では考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で債務負担行為補正の説明を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第85号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時19分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

○学校教育課長（鳥飼 太） 委員長、申しわけありません。1点訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 先ほど、事務補助員の業務委託料小学校分ということで数値を読み上げさせていただきました、限度額をですね。読み上げさせていただいた数値と、6ページの補正の限度額が異なっておりました。2,710万4,000円が正しい数値でございます。それと、中学校につきましても、1,548万8,000円が正しい数値でございます。

○委員長（門田直樹委員） いや、何かおかしいと思った。了解です。  
ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年2月17日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹